

杉並区母子保健システム業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

杉並区では、妊娠期から出産・子育て期まで適切な時期に必要な支援の継続性を図るため、これまで紙媒体や個別にデータ管理をしていた母子保健業務のシステム化を行います。

また、今後の母子保健業務は、法令改正等による内容変更や妊婦及び母子への支援の拡充などにより、増大かつ複雑化が予想されており、システム化することにより業務の効率化を図る必要もあります。

本要領は、受託事業者の選定にあたり、母子保健業務の安定的な運営が確保されるよう、事業者の経営状況、他自治体での受託実績、提案内容などを総合的に判断し、質の高い事業者をプロポーザル方式（公募式）により選定することを目的とします。

2 業務概要

(1) 業務名

- ①杉並区母子保健システム構築業務委託
- ②杉並区母子保健システム運営業務委託

(2) 業務内容

- ①杉並区母子保健システム構築業務委託
 - ア、システム機器の選定及びシステム設計
 - イ、現行パンチデータからのデータ移行
 - ウ、システム開発
 - エ、操作説明、研修の実施
 - オ、稼働立会い
 - カ、プロジェクト管理
 - キ、その他、機器の設置等システムの導入に必要な業務
 - ②杉並区母子保健システム運営業務委託
 - ア、システムソフト保守
 - イ、機器保守
 - ウ、運用支援
 - エ、その他、システム運用に必要な業務
- ※ 詳細は、「4 実施手順」の「提案依頼書の配布」に記載した「杉並区母子保健システム業務提案依頼書」のとおりです。

(3) 履行期間

- ①杉並区母子保健システム構築業務委託
平成28年8月2日から平成29年3月31日
- ②杉並区母子保健システム運営業務委託
平成29年4月1日から平成34年3月31日（60か月）

(4) 事業規模 (概算額)

①杉並区母子保健システム構築業務委託

2, 190万円 (消費税及び地方消費税込み)

②杉並区母子保健システム運營業務委託

長期継続契約 (60か月)

年額350万円 (消費税及び地方消費税込み)

※機器賃借費用は、リース事業者と別契約となりますので含みません。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令16号) 第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱 (平成22年3月23日杉並第65476号) に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱 (平成23年1月17日杉並第53890号) に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 提案業務又は類似する業務を引き続き2年以上営業していること。
- (6) 杉並区競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (7) 提案する杉並区母子保健システムは、パッケージソフトとして製品化されており、人口20万人以上の地方自治体で稼働実績があること。

4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順 (概要) は、以下のとおりです。

内 容	期 間 等
実施要領の公表	平成28年4月15日 (金)
参加意向表明の提出方法	プロポーザルに参加を希望する事業所は、以下の提出物を担当課へ、持参又は郵送する。 ① 参加意向表明 (様式1) 1部 ② 守秘義務に関する契約 (様式2) 正副2部
参加意向表明の提出期間	平成28年4月15日 (金) ~ 4月21日 (木) 17時まで
提案依頼書 (RFP) の配布	参加意向表明 (様式1) 及び守秘義務に関する契約 (様式2) を提出した事業者には、杉並区母子保健システム業務提案依頼書を配布する。
質問期間	平成28年4月15日 (金) ~ 4月22日 (金) 17時まで
企画提案書の提出	企画提案書の提案方法は、提案依頼書で説明する。
企画提案書の提出時の その他提出書類	① 履歴事項全部証明書 ② 会社概要 ③ 直近2年分の財務諸表 ・ 貸借対照表 ・ 損益計算書

	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュフロー計算書 ④ 得規格認証書の写し (ISO14001,ISO9001,ISO27001 等) ⑤ 自治体実績表 (様式4) ⑥ 提案書 (企画提案書に添付する具体的内容) ⑦ 提案概要書 ⑧ 見積書 (積算内訳書含む) ⑨ 機器一覧
企画提案書及びその他提出書類の提出期限	平成28年5月12日 (木) 17時まで
第一次審査 (書類審査)	平成28年5月13日 (金) ~5月17日 (火) ※ 第一次審査を実施し、第二次審査の対象とする参加事業者を選定する。 ※ 審査結果は、平成28年5月23日 (月) までに通知する。
第二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング審査)	日時等詳細については、一次審査結果連絡時に通知する。
受託者候補者選定結果通知	受託者候補者選定の結果は、平成28年6月9日 (木) までに通知する。

5 実施要領及び提案依頼書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問書 (様式3) により、E-mail で受け付けます。

(2) 質問の受付先

「10 担当課 (問い合わせ先)」に同じ

(3) 注意事項

情報の機密を担保する必要性から、E-mailの本文には質問内容を記述せず、質問書(様式3)を利用してください。補足や説明資料として質問書以外で資料の提出が必要な場合には、Microsoft Office 2007 に含まれるアプリケーション (Word、Excel、PowerPoint) 形式ファイルもしくはPDFにて提出してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成28年4月28日 (木) までに、杉並区公式ホームページ上に公開します。ただし、守秘義務契約に係る質問については、個別対応で回答します。

(<http://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/proposal/index.html>)

6 企画提案書の提出期限

平成28年5月12日 (木) 17時 必着

持参、郵送は問いません。未着、遅延の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

7 受託者候補者の選定基準

杉並区母子保健システム業務委託受託者候補者選定会議（以下「会議」という。）において、企画提案書等に提出された書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査し、本業務に適していると認められる事業者を選定します。

ただし、会議で審査をした結果、一定の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

(1) 評価基準

ア 経営状況等に対する評価

評価項目	評価の主な内容
経営状況	経営状況は良好か
業務実績	母子保健システム業務の実績があるか

イ 企画提案に対する評価

評価項目	評価の主な内容
業務に対する取組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・システム導入目的を理解しているか ・その効果が期待できるか
業務遂行力	<ul style="list-style-type: none"> ・システム開発推進体制は明確か ・全体スケジュールは妥当か ・研修に対する取組は妥当か
機器構成 システムの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・システム機器構成は妥当か ・既存システムとの連携及びデータ移行は妥当か ・データ文字表示は問題ないか
システムの機能性	<ul style="list-style-type: none"> ・システムに求める事務処理機能の適合度 ・受診勧奨や母子保健指導の機能が使いやすいか ・帳票印刷は画面指示から印刷完了までスピーディーか ・データ入力は入力負荷を少なくする対策が講じられているか ・画面表示レスポンスは速いか ・対象者一覧検索方法は柔軟か ・画面レイアウトはわかりやすいか ・特色あるアイデアが盛り込まれているか
データの作成能力	<ul style="list-style-type: none"> ・国・都の報告書、各種統計資料の作成が便利か
運用保守 システムの安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・運営保守体制、障害発生時の対応、バックアップ方法などは妥当か ・システムのテストは適正か
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ・コストは妥当か
拡張性	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正対応や現事業の拡充、今後の各種システムとの拡張対応は可能か
業務の継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託期間終了時の業務の引継等の対応は妥当か

事故時の対応	・ 事故発生時の対応は妥当か
資料調整能力 プレゼンテーション・ヒアリング	・ 提案内容についての総合評価

(2) 審査方法

ア 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対して、選定会議で第一次審査を実施し、一定の点数を満たした事業者のうち上位3事業者を第一次審査通過者として選定します。

イ 第一次審査の結果は、平成28年5月23日（月）までに通知します。

ウ 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

第一次審査通過者に対し、選定会議で第二次審査を実施し、第一次審査と第二次審査の合計点が基準点を超えた最高得点事業者を受託者候補者として選定します。

(3) 受託者候補者選定結果通知

平成28年6月9日（木）までに通知します。

※ 非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができません。

8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

9 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 提出された企画提案書については返却しません。
- (5) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがあります。
- (6) 7月下旬開催予定の杉並区個人情報審議会への報告・諮問事項案件として決定された場合に限り、選定会議の審査結果により本業務に適していると認められた事業者は、契約を締結できるものとします。
- (7) 契約の締結にあたっては、区指定の標準契約書を使用します。

1 0 担当課（問い合わせ先）

保健福祉部 子育て支援課 母子保健係

所在地：〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

担当者：叶谷（かのうや）

電 話：03-3312-2111 内線 1352

F A X：03-5307-0686

E-mail：K-SIEN-K@city.suginami.lg.jp

参加意向表明

平成 年 月 日

子ども家庭担当部長 宛

事業者名

所在地

代表者名

印

母子保健システム業務の提案を行いたいので応募いたします。

記

- 1 杉並区業者登録番号
- 2 本件業務の担当者及び連絡先
担当者氏名：
所属・役職：
電話番号：
FAX番号：
E-mail：

守秘義務契約書

杉並区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、母子保健システム業務を行う業者の選定（以下「業者選定」という。）において、甲が提供する情報の取り扱いについて、守秘義務契約を締結する。

（本件情報）

第1条 本守秘義務契約にいう本件情報とは、業者選定において、直接又は間接に知り得たすべての情報をいう。

（適正管理）

第2条 乙は、本件情報を紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生しないように適切に管理しなければならない。

（目的外利用の禁止）

第3条 乙は、本件情報を母子保健システム業務委託公募型プロポーザルに応募するためにのみ使用するものとし、他の目的に利用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第4条 乙は、本件情報をいかなる第三者にも提供してはならない。また、業者選定終了後も同様とする。

（複写及び複製の禁止）

第5条 乙は、甲が承諾する場合を除き、本件情報を複写又は複製してはならない。

（本件情報の返還）

第6条 乙は、本件情報に規定するすべての情報を、業者選定終了後、甲に直ちに返却しなければならない。甲の承諾の上、複写及び複製した場合は、それを含めて返却しなければならない。なお、帳票類の返却は、甲の指定した日に返却を行う。

（報告義務）

第7条 乙は、本守秘義務契約に反して本件情報が業務以外の目的に利用され、又は第三者に開示、遺漏させたことが判明した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(損害の補償)

第8条 乙の責めで帰すべき事由により、甲が損害を被った場合には、その賠償責任を負う。

(協議)

第9条 甲及び乙は、本守秘義務契約書に定めのない事項又は本守秘義務契約書の解釈に関して、何らかの疑義が生じたときは双方が誠意を持って協議し、解釈するものとする。

(管轄裁判所)

第10条 甲及び乙は、本契約により生ずる紛争については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

以上、本守秘義務契約書の証として本書2通を作成し、甲乙が記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成28年 月 日

甲 杉並区

乙